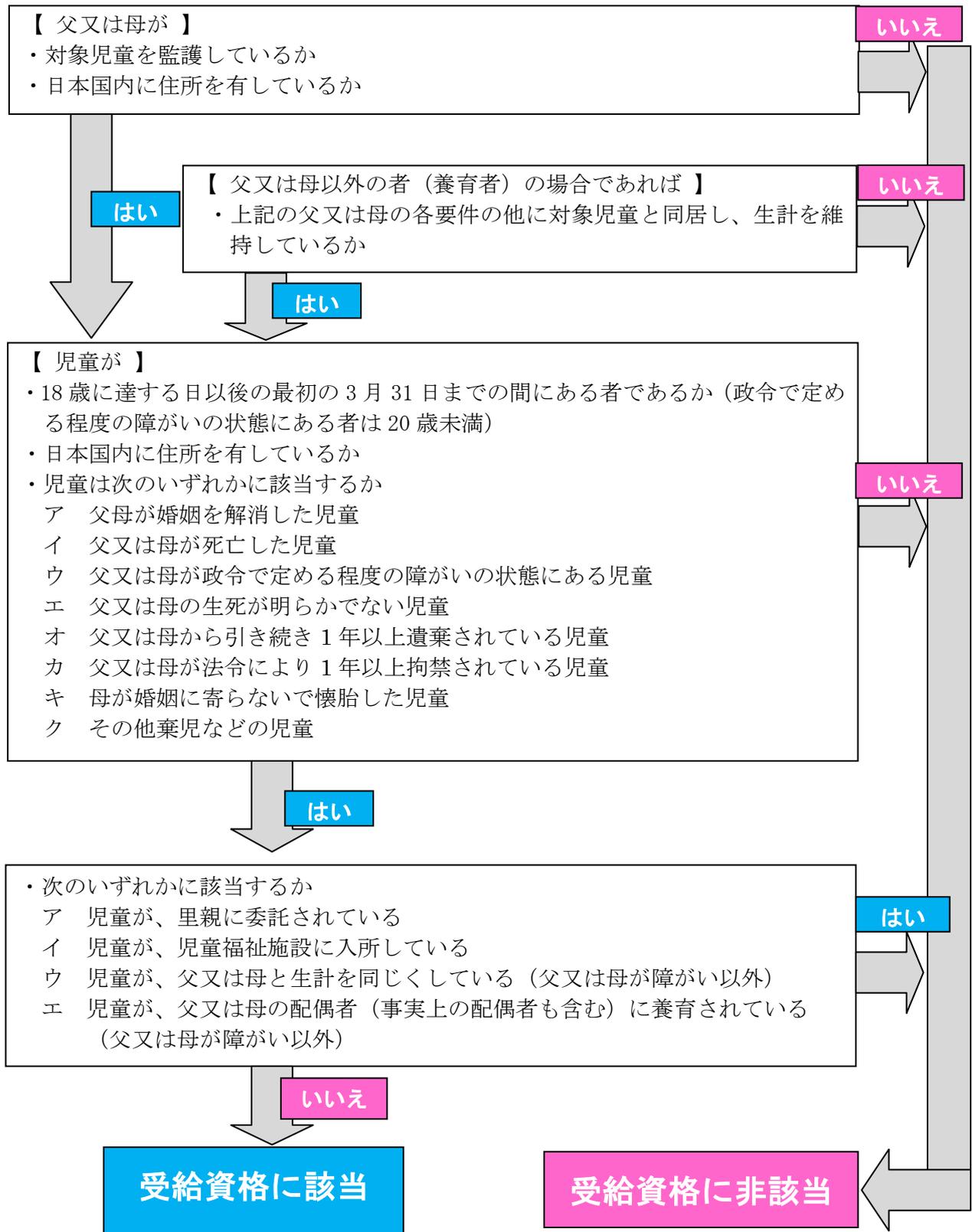


支給要件フローチャート



※ なお、受給資格者及び扶養義務者の前年（1月から8月までの間は前々年）の所得が政令で定める額以上であるときは、手当の一部又は全部が支給停止となる。